

ガ ス 料 金 割 引 契 約  
選 択 約 款  
(付 帯 契 約)

2 0 2 2 年 4 月 1 日 実 施

妙高グリーンエナジー株式会社

## 目 次

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 1. 目的-----            | 1 |
| 2. 用語の定義-----         | 1 |
| 3. 付帯契約の種別-----       | 1 |
| 4. 適用条件-----          | 1 |
| 5. 契約の締結および契約期間-----  | 2 |
| 6. 割引額および料金の算定方法----- | 2 |
| 7. その他-----           | 2 |
| 付 則-----              | 3 |
| 別 表                   |   |
| 第1. 割引額-----          | 3 |

## 1. 目的

このガス料金割引契約選択約款（以下「選択約款」といいます。）は、妙高グリーンエナジー株式会社（以下「当社」といいます。）と都市ガスのご契約をいただいておりますお客さま向けに、ガス料金の割引に関する必要事項を定めたものです。

## 2. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。

（１）「主契約」… この選択約款にもとづく付帯契約の対象となるガス使用契約で、当社が定める次の①から⑤のうち、いずれかの約款にもとづく契約をいいます。

- ① 一般契約
- ② 家庭用温水暖房契約
- ③ 家庭用融雪契約
- ④ 小型空調契約
- ⑤ 空調夏期契約

（２）その他の用語については、主契約に定める用語の定義のとおりといたします。

## 3. 付帯契約の種別

付帯契約の種別（以下「割引種別」という。）は、次のとおりといたします。

- （１）新築３年割
- （２）子育て家庭プラス割

## 4. 適用条件

（１）新築３年割

次のイまたはロの条件を全て満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

（イ）新築、建替え又はリフォームの場合

- ・ 主契約を締結していること。
- ・ ガスを使用する建物ごとの区分を定める件（昭和 60 年通商産業省告示第 461 号。以下「告示」という。）第 1 条の表に定める建物区分のうち、一般集合住宅以外の建物区分に該当する建物で、新築、建替え又はリフォームのためガス工事の申込みをすること。ただし、リフォームにあつては新たにガスを使用する場合に限る。
- ・ ガス工事の完了日が、この選択約款の申込日より 12 か月以内であること。

（ロ）他燃料転換の場合

- ・ 主契約を締結していること。
- ・ 告示第 1 条の表に定める建物区分のうち、一般集合住宅以外の建物区分に該当する建物で、他燃料から都市ガスへの燃料転換のためガス工事の申込みをすること。
- ・ ガス工事の完了日が、この選択約款の申込日より 12 か月以内であること。

## (2) 子育て家庭プラス割

次の条件を全て満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- ① 主契約を締結していること。
- ② 告示第1条の表に定める建物区分のうち、一般住宅に該当する建物で、新築3年割の適用条件を満たしていること。
- ③ 5(1)の規定による申込み時において、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と使用者が同一世帯に属していること。

## 5. 契約の締結および契約期間

- (1) この選択約款にもとづく附帯契約の締結を希望されるお客さまは、あらかじめこの選択約款を承諾の上、当社が定める申込方法により、当社に申し込んでいただきます。また、割引種別を変更しようとするときも同様といたします。
- (2) この付帯契約は、当社が申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。
- (3) 附帯契約の契約期間は、次の①、②の場合の区分に応じて定める期間といたします。
  - ① 新たに附帯契約の申込みをした場合  
この場合の契約期間は、契約成立日以降最初の定例検針日から起算して36か月目の定例検針日までといたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日以前の場合は、ガス使用開始日を適用開始日とし、その日から、36か月目の定例検針日までといたします。
  - ② 附帯契約を締結しているお客さまが割引種別の変更の申込みをする場合  
この場合の契約期間は、変更の申込みを承諾した日から①の申込みを行った際に締結した附帯契約の契約期間が満了する日までといたします。
- (4) 前項に規定する契約期間の満了する日前に、相続若しくは事業承継又は贈与により名義変更をする場合は、附帯契約の契約期間の終期は、名義変更をする前の契約期間の満了する日といたします。
- (5) 主契約を解約した場合は、当該解約の日をもって附帯契約の解約期日といたします。

## 6. 割引額および料金の算定方法

- (1) 割引額は、別表第1の割引種別の区分に応じ定めます。
- (2) 割引額は、当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額といたします。
- (3) 附帯契約の契約期間における早収料金は、主契約の早収料金から前項に定める割引額を差し引いた額といたします。

## 7. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款及び選択約款を適用いたします。

付 則

1. 実施期日

この選択約款は、2022年4月1日から実施いたします。

(別表第1)

割引額

| 割引種別      | 割引額（1月につき）                       |
|-----------|----------------------------------|
| 新築3年割     | 主契約の従量料金 × 0.05                  |
| 子育て家庭プラス割 | 主契約の従量料金 × 0.10（新築3年割 0.05+0.05） |